

中国特許法実施細則 2023 年 12 月改正

(2001 年 6 月 15 日付、中華人民共和国国務院令第 306 号公布、第 1 回改正 2002 年 12 月 28 日の「国務院による中華人民共和国特許法実施細則の改正に関する決定」、第 2 回改正 2010 年 1 月 9 日の「国務院による中華人民共和国特許法実施細則の改正に関する決定」、第 3 回改正 2023 年 12 月 11 日の「国務院による中華人民共和国特許法実施細則の改正に関する決定」、2024 年 1 月 20 日施行)

第一章 総則

第 1 条 「中華人民共和国特許法」(以下、特許法という)に基づき、本細則を制定する。

第 2 条 特許法と本細則に規定する各種手続は、書面形式或いは国務院特許行政部門が規定したその他の形式で手続しなければならない。電子データ交換などの方式で記載された内容を具体的に表現できるとともに、随時取り調べできるデータ電文(以下、電子形式と総称する)は、書面形式と見做す。

第 3 条 特許法及び本細則に基づき提出される各種書類は、中国語を使用しなければならない。国が統一的に規定する科学技術用語がある場合、規範用語を採用しなければならない。外国の人名、地名及び科学技術用語の統一した中国語訳がないものは、原文を明記しなければならない。

特許法と本細則の規定に基づき提出された各種証明書と証明書類が外国語であり、国務院特許行政部門は、必要に応じて、当事者に指定期限内に中国語訳文を添付するよう求めることができる。期限が満了しても送付されない場合、当該証明書及び証明書類は提出されていないものと見做す。

第 4 条 国務院特許行政部門に郵送された各種

書類は、郵送された消印日を提出日とする。消印日が不明確な場合、当事者が証明書を提出できるほか、国務院特許行政部門の受取日を提出日とする。

電子形式により国務院特許行政部門に各種書類を提出する場合、国務院特許行政部門の指定する特定電子システムに入った日付を提出日とする。

国務院特許行政部門の各種書類は、電子形式、郵送、直接交付或いはその他の方法で当事者に送達できる。当事者が専利代理機構に委任している場合、書類は専利代理機構に送付する。専利代理機構に委任していない場合、書類は願書指定の連絡先に送付する。

国務院特許行政部門が郵送する各種書類は、書類の発送日を起算し満 15 日を当事者の書類受取日と推定する。当事者が証拠を提供し実際の文書の受取日を証明できる場合、実際の受取日を基準とする。

国務院特許行政部門の規定に基づき直接送付と規定する書類は、交付日を以て送達日とする。

書類送付先住所が不明の場合、公示の方式により当事者に送達できる。公示の日より起算し満 1 か月で、当該文書は既に送達されたと見做す。

国務院特許行政部門が電子的に送達した各種文書は、当事者が承認した電子システムに入った日を送達日とする。

第 5 条 特許法及び本細則に規定する各種期限の開始当日は期限に含まず、翌日より計算する。期限が年或いは月で計算する場合、その最終月の相当する日を期限満了日とする。その月に相当する日がない場合は最終日を期限満了日とする。期限満了日が法定の休日である場合、休日後の最初の営業日を期限満了日とする。

第 6 条 当事者が不可抗力の事由により、特許法或いは本細則に規定する期限或いは国務院特許

行政部門が指定する期限を徒過し、その権利を喪失した場合、障害が取り除かれた日より 2 か月以内、かつ期限満了日より 2 年以内に、国務院特許行政部門に権利回復を請求できる。

前項に規定する事由以外で、当事者がその他の正当な理由により、特許法或いは本細則に規定する期限或いは国務院特許行政部門が規定する期限を徒過し、その権利を喪失した場合、国務院特許行政部門の通知の受取日より 2 か月以内に国務院特許行政部門に権利の回復を請求できる。但し、復審請求期限に遅れた場合、復審請求期間の満了日より 2 か月以内に国務院特許行政部門に権利の回復を請求できる。

当事者が本条第 1 項或いは第 2 項の規定に基づき権利の回復を請求する場合、権利回復請求書を提出し、理由を説明し、必要に応じて関連証明資料を添付するとともに、権利喪失前に行わなければならない相応の手続を行わなければならない。本条第 2 項の規定に基づき権利の回復を請求する場合、併せて権利回復請求料を納付しなければならない。

当事者が国務院特許行政部門の指定する期限の延長を請求する場合、期限満了日前に国務院特許行政部門に期限延長申請書を提出し、理由を説明するとともに、関係する手続を行わなければならない。

本条第 1 項及び第 2 項の規定は、特許法第 24 条、第 29 条、第 42 条、第 74 条に規定する期限には適用されない。

第 7 条 特許出願が国防の利益に関し、秘密保持の必要がある場合、国防特許機構が受理し審査する。国務院特許行政部門が受理した特許出願が国防の利益の関し秘密保持の必要がある場合、速やかに国防特許機構に移送し審査を行わなければならない。国防特許機構の審査により拒絶理由がない場合、国務院特許行政部門は国防特許権登録を決定する。

国務院特許行政部門は、受理した発明或いは

実用新案特許出願が国防の利益以外の国家の安全或いは重大な利益に関し、秘密保持の必要があると判断する場合、秘密保持特許出願として処理するかどうかを速やかに決定するとともに、出願人に通知しなければならない。秘密保持特許出願の審査、復審及び秘密保持特許権の無効宣告の特別手続は、国務院特許行政部門が規定する。

第 8 条 特許法 19 条にいう中国で完成した発明或いは実用新案とは、技術案の実質的内容が中国国内で完成した発明或いは実用新案をいう。

いかなる企業或いは個人は、中国で完成した発明或いは実用新案を外国で特許出願する場合、以下に掲げるいずれかの方法で国務院特許行政部門に秘密保持審査を請求しなければならない：

(1)直接外国特許出願或いは関係外国機構に国際特許出願を提出する場合、事前に国務院特許行政部門にその技術案の詳細な説明とともに請求しなければならない；

(2)国務院特許行政部門に特許出願後、外国特許出願或いは関係外国機構に国際特許出願を予定している場合、外国特許出願或いは関係外国機構に国際特許出願を提出する前に国務院特許行政部門に請求を提出しなければならない。

国務院特許行政部門に国際特許出願を提出した場合、同時に秘密審査の請求を提出したと見做す。

第 9 条 国務院特許行政部門は、本細則第 8 条の規定の提出された請求の受取後、審査を経て、当該発明或いは実用新案が国の安全或いは重大な利益に関し秘密保持の必要があると判断した場合、請求の提出日より 2 か月以内に出願人に秘密保持審査通知を発行しなければならない。状況が複雑な場合、2 か月延長できる。

国務院特許行政部門は、前項規定の通知に基づき秘密保持審査を行う場合、請求の提出日より 4 か月以内に秘密保持が必要か否かを決定する

とともに、出願人に通知しなければならない。状況が複雑な場合、2 か月延長できる。

第 10 条 特許法第 5 条にいう法律に違反する発明創造には、単にその実施が法律により禁止されている発明創造は含まれない。

第 11 条 特許出願は、信義誠実の原則を遵守しなければならない。各種の特許出願を提出する場合、真実の発明創造活動を基礎としなければならない、虚偽を弄してはならない。

第 12 条 特許法第 28 条及び第 42 条に規定する情況を除き、特許法にいう出願日は、優先権を有する場合、優先権日をいう。

本細則にいう出願日は、別段の規定がある場合を除き、特許法 28 条に規定する出願日をいう。

第 13 条 特許法第 6 条にいう、所属単位の任務を遂行することによって完成した職務発明創造とは、以下に掲げるものをいう；

- (1) 本来の業務過程で成された発明創造；
- (2) 所属単位から与えられた本来の業務以外の任務の履行において成された発明創造；
- (3) 退職、原部署からの異動、或いは労働、人事関係の終了後 1 年以内に成され、その元の部署で担当していた本来の業務或いは原部署で割り当てられた任務と関係のある発明創造。

特許法第 6 条にいう所属単位には、臨時勤務単位を含む。特許法第 6 条にいう所属単位の物質的技術的条件とは、所属単位の資金、設備、部品、原材料、或いは対外的に公開していない技術情報と資料などをいう。

第 14 条 特許法にいう発明者或いは創作者とは、発明創造の実質的特徴に対し創造的な貢献を成した者をいう。発明創造を完成させる過程で、単に組織業務の責任者、物質的技術的条件を利用する便宜の提供者、或いはその他の補助的作業者

は、発明者或いは創作者ではない。

第 15 条 特許法第 10 条の規定に基づき特許権を譲渡する場合を除き、特許権がその他の事由により移転する場合、当事者は、関連証明書類或いは法律文書に基づき国務院特許行政部門に特許権移転手続をしなければならない。

特許権者と第三者が締結した特許実施許可契約は、契約の発効日より 3 か月以内に、国務院特許行政部門に届出なければならない。

特許権に質権を設定する場合、質権設定者及び質権者は、共同で国務院特許行政部門に質権設定登記手続を行わなければならない。

第 16 条 特許業務は、党と国家知識産権の戦略的配置を貫徹し、我が国の特許のイノベーション、運用、保護、管理、サービスレベルを向上させ、包括的なイノベーションを支援し、イノベーション型国家建設を促進しなければならない。

国務院特許行政部門は、特許情報公共サービスの能力を向上させ、完全、正確、適時に特許情報を公表、特許基礎データを提供し、特許関連データ資源の開放共有、相互連携を促進しなければならない。

第二章 特許の出願

第 17 条 特許を出願する場合、国務院特許行政部門に出願書類を提出しなければならない。出願書類は、規定の要件に適合しなければならない。-

出願人が専利代理機構に委任し国務院特許行政部門に特許出願及びその他の特許事務を処理する場合、同時に委任状を提出しなければならない、委任権限を明記しなければならない。

出願人が 2 人以上で、かつ専利代理機構に委任していない場合、願書に別段の陳述がある場合を除き、願書に明記された第一出願人を代表者とする。

第 18 条 特許法第 18 条第 1 項の規定に基づき

専利代理機構に中国での特許出願とその他の特許事務続きを委任する場合、以下に掲げる事務に関し、出願人或いは特許権者は自分ら行うことができる。

(1)出願が優先権を主張する場合、最初に提出した特許出願(以下、最先の出願と略称する)書類の副本の提出;

(2)料金の納付;

(3)国務院特許行政部門が規定するその他の事務。

第 19 条 発明、実用新案或いは意匠特許出願の願書には、以下に掲げる事項を明記しなければならない。

(1)発明、実用新案或いは意匠の名称;

(2)出願人が中国の単位或いは個人の場合、その名称或いは姓名、住所、郵便番号、統一社会信用コード或いは身分証明書番号。出願人が外国人、外国企業或いはその他の組織の場合、その姓名或いは名称、国籍或いは登記された国或いは地域;

(3)発明者或いは創作者の姓名;

(4)出願人が専利代理機構に委任している場合、受任機構の名称、機構コード及び当該機構が指定する専利代理士の姓名、専利代理士資格証番号、連絡先電話番号;

(5)優先権を主張した場合、最先の出願の出願日、出願番号及び原受理機構の名称;

(6)出願人或いは専利代理機構の署名或いは捺印;

(7)申請書類目録;

(8)添付書類目録;

(9)その他、明記すべき関連事項。

第 20 条 発明或いは実用新案特許出願の明細書には発明或いは実用新案の名称を明記しなければならない。当該名称は願書の名称と一致しなければならない。明細書には以下に掲げる内容が含まれていなければならない:

(1)技術分野:保護を求める技術案が属する技術分野を明記する;

(2)技術背景:発明或いは実用新案の理解、検索、審査に有用な技術背景を明記する。可能であれば、これらの技術背景を反映する文献を引用する;

(3)発明内容:発明或いは実用新案が解決する技術的課題及びその技術的課題を解決するために採用した技術案を明記するとともに、従来技術と対照し発明或いは実用新案の有益な効果を明記する;

(4)図面説明:明細書に付属図面がある場合、各付属図面を簡単に説明する。

(5)具体的実施方法:出願人は発明或いは実用新案を実現するに最も好ましい方法を詳細に明記する。必要に応じ、例を挙げて説明する。付属図面がある場合、付属図面と対照する。

発明或いは実用新案特許の出願人は、その発明或いは実用新案の性質により他の方法或いは順序で明細書を作成することが明細書の紙面を節約するとともに、他人がその発明或いは実用新案を正確に理解できる場合を除き、前項に規定する方法及び順序で明細書を作成しなければならない。かつ明細書の各部分の最初に表題を明記しなければならない。

発明或いは実用新案の明細書は、規範的用語、明瞭な語句を用いるとともに、「クレームの……に述べる……のように」のような引用的表現やビジネスの宣伝用語を用いてはならない。

発明特許出願に1つ或いは複数のヌクレオチド或いはアミノ酸配列を含む場合、明細書には国務院特許行政部門の規定に適合する配列表が含まなければならない。

実用新案特許出願明細書は、保護を求める製品の形状、構造或いはその結合した付属図面がなければならない。

第 21 条 発明或いは実用新案の幾つかの付属図面は、「図 1、図 2、……」の順に通し番号を振らな

ければならない。

発明或いは実用新案の明細書の文中で言及されていない記号は、付属図面中に出現してはならず、付属図面中に出現していない記号も明細書文中で言及してはならない。出願書類で同一の構成部分の付属図面の記号は一致しなければならない。

付属図面では、必要な語句を除き、その他の注釈が含まれてはならない。

第 22 条 権利請求書(特許請求の範囲)は、発明或いは実用新案の技術的特徴を記載しなければならない。

権利請求の範囲に複数の請求項がある場合、アラビア数字で順番に通し番号を振らなければならない。

特許請求の範囲に使用する科学技術用語は、明細書で使用する科学技術用語と一致しなければならない。化学式或いは数式を用いてもよいが、挿入図を用いることはできない。絶対に必要な場合を除き、「明細書の……の部分に述べるように」或いは「図面……に示すように」などの表現を用いてはならない。

請求項の技術的特徴には、明細書や付属図面で対応する記号を引用ことができ、当該記号は請求項を理解するために、対応する技術的特徴の後に置き、また括弧で括らなければならない。付属図面の記号は、請求項の限定と解釈してはならない。

第 23 条 特許請求の範囲には、独立請求項がなければならず、従属請求項があることができる。

独立請求項は、発明或いは実用新案の技術案を全体的に反映し、技術的課題の解決に必要な技術的特徴が記載されなければならない。

従属請求項は、付加的技術特徴を用い、引用する請求項を更に限定しなければならない。

第 24 条 発明或いは実用新案の独立請求項は、

序文部分と特徴部分を含み、以下に掲げる規定に基づき記載しなければならない：

(1) 序文部分：保護を求める発明或いは実用新案技術案の主題名称及び発明或いは実用新案の主題と最も近い従来技術と共有する必要な技術特徴を明記する；

(2) 特徴部分：「その特徴は……」或いは類似する用語を使用し、発明或いは実用新案が最も近い従来技術と区別する技術的特徴を明記する。これらの特徴は序文部分に明記する特徴と合わせて、発明或いは実用新案で保護を求める範囲を限定する。

発明或いは実用新案の性質が前項の方法での表現が適さない場合、独立請求項は、その他の方法で記載することができる。

1 つの発明或いは実用新案には、1 つの独立請求項のみであり、かつ同一の発明或いは実用新案の従属請求項の前に記載しなければならない。

第 25 条 発明或いは実用新案の従属請求項は、引用部分と限定部分を含み、以下に掲げる規定に基づき記載しなければならない：

(1) 引用部分：引用する請求項の番号とその主題名称を明記する；

(2) 限定部分：発明或いは実用新案の付加的技術特徴を明記する。

従属請求項は、その前の請求項のみを引用できる。2 つ以上の請求項を引用する多項従属請求項は、その前の請求項を引用することしかできず、かつ別の多項従属請求項の基礎としてはならない。

第 26 条 明細書には、発明或いは実用新案特許出願で開示する内容の概要を明記しなければならない。つまり、発明或いは実用新案の名称及びその属する技術分野を明記するとともに、解決する技術的課題、当該課題を解決する技術案の要点、及び主な用途を明記しなければならない。

明細書の要約には、発明を最もよく説明するこ

とのできる化学式を含めることができる。付属図のある特許出願は、願書においてその発明或いは実用新案の技術的特徴を最も説明できる明細書の付属図を要約用図として指定しなければならない。要約では、ビジネスの宣伝用語を使用してはならない。

第 27 条 特許出願の発明が新しい生物材料に関し、当該生物材料を公衆が入手できないものであるとともに、また当該生物材料に関する説明が所属分野の技術者にその発明を実施させるには不十分である場合、特許法と本細則の関連する規定を満たしている場合を除き、出願人は以下に掲げる手続を行わなければならない：

(1) 出願日前或いは遅くとも出願日（優先権がある場合は優先権日をいう）に、当該生物材料のサンプルを国務院特許行政部門が認める寄託機関に寄託するとともに、出願時或いは遅くとも出願日より 4 か月以内に寄託機関が発行する寄託証明書と生存証明書を提出する。期限が満了しても証明書が提出されない場合、当該サンプルは寄託していないと見做す；

(2) 出願書類に、当該生物材料の特徴に関する資料を提供する；

(3) 生物材料サンプルの寄託が関係する特許出願は、願書と明細書に当該生物材料の分類名称（ラテン語名称を明記）、当該生物材料を寄託した単位の名称、所在地、寄託日及び寄託番号を明記しなければならない。出願時に明記していない場合、出願日より 4 か月以内に補正しなければならない。期限が満了しても補正されない場合、寄託していないと見做す。

第 28 条 発明特許出願人が本細則第 27 条の規定に基づき生物材料のサンプルを寄託した場合、発明特許出願の公開後、いずれの単位或いは個人は当該特許出願に関する生物材料を実験目的で使用する必要がある場合、国務院特許行政部門に申請を提出し、以下に掲げる事項を明記しなければならない：

- (1) 申請人の姓名或いは名称と住所；
- (2) 他の何人にも当該生物材料を提供しないことの保証；
- (3) 特許権登録前に、実験目的でのみ使用する保証。

第 29 条 特許法にいう遺伝資源とは、人体、動物、植物或いは微生物などから採取される遺伝的作用を含み、かつ実際或いは潜在的に価値のある材料とそれらの材料を使用して生成された遺伝情報をいう。特許法にいう遺伝資源に依拠し完成した発明創造とは、遺伝資源の遺伝的作用が発明創造の完成に利用されていることをいう。

発明創造の完成が遺伝資源に依拠している場合、出願人は、願書で説明するとともに、国務院特許行政部門が規定する表に記載しなければならない。

第 30 条 出願人は、保護が必要なそれぞれの意匠製品の内容を図面或いは写真で提出しなければならない。

部分意匠特許を出願する場合、製品全体の視図を提出するとともに、破線と実線を組合せ或いはその他の方法で保護の必要な内容を指定しなければならない。

出願人は色彩の保護を求める場合、カラー図面或いは写真を提出しなければならない。

第 31 条 意匠の簡単な説明には、意匠製品の名称、用途、意匠設計の要点を明記するとともに、設計の要点を最もよく表す図面或いは写真を 1 枚指定しなければならない。視図の省略或いは色彩の保護を求める場合、簡単な説明で明記しなければならない。

同一製品に対する複数の類似意匠を 1 件の意匠特許出願で提出する場合、簡単な説明で、その内の 1 つを基本意匠と指定しなければならない。

部分意匠特許を出願する場合、簡単な説明に保護を求める部分を明記しなければならない。製品

全体の視図に破線と実線を組合せて指定している場合を除く。

簡単な説明でビジネスの宣伝用語を使用してはならず、また製品の性能も説明してはならない。

第 32 条 国務院特許行政部門は、必要に応じて、意匠特許出願人に意匠を使用した製品 サンプル 或いは模型を提出するよう求めることができる。 サンプル 或いは模型の体積は、30cm×30cm×30cm を超えず、重量も 15kg を超えてはならない。腐りやすいもの、壊れやすいもの、或いは危険物をサンプル或いは模型として提出してはならない。

第 33 条 特許法第 24 条第(2)項にいう中国政府が承認する国際展覧会とは、国際展覧会条約が規定する国際展覧事務局に登録或いは認可された国際展覧会をいう。

特許法第 24 条第(3)項にいう学術会議或いは技術会議とは、国務院の関係主管部門或いは全国的な学術団体が組織開催する学術会議或いは技術会議、及び国務院の関係主管部門が承認した国際組織による学術会議或いは技術会議をいう。

特許出願の発明創造が特許法第 24 条第(2)項或いは第(3)項に掲げる状況がある場合、出願人は、特許出願時に陳述を提出するとともに、出願日より 2 か月以内に、国際展覧会或いは学術会議、技術会議の組織単位が発行する、関連発明創造が既に展示或いは発表された事実及び展示或いは発表日を証明する書類を提出しなければならない。

特許出願の発明創造が特許法第 24 条第(1)項或いは第(4)項に掲げる状況がある場合、国務院特許行政部門は必要に応じ、出願人に指定期限までに証明書類を提出するよう求めることができる。

出願人が本条第 3 項の規定に基づき陳述と証明書類を提出しない場合、或いは本条第 4 項の規

定に基づき所定期限までに証明書類を提出しない場合、その出願に特許法第 24 条の規定を適用しない。

第 34 条 出願人が特許法第 30 条の規定に基づき優先権を主張する場合、出願人は原受理機構が証明する原出願の出願書類の副本を提出しなければならない。国務院特許行政部門と当該受理機構間の協定により、国務院特許行政部門が電子交換などの方法で当該原出願の出願書類の副本を受取する場合、出願人は当該受理機構が証明する原出願の出願書類の副本を提出したものと見做す。国内優先権を主張する場合、出願人が願書に原出願の出願日と出願番号を明記している場合、原出願の出願書類の副本を提出したものと見做す。

優先権を主張したが、願書に原出願の出願日、出願番号、原受理機構名の一つ或いは 2 つの項目に記入漏れ或いは誤記があった場合、国務院特許行政部門は、出願人に指定期限内に補正するよう通知しなければならない。期限が満了しても補正されない場合、優先権を主張していないと見做す。

優先権を主張する出願人の姓名或いは名称が原出願の出願書類の副本に記載される出願人の姓名或いは名称と一致しない場合、優先権譲渡を証明する資料を提出しなければならない。証明資料が提出されない場合、優先権を主張していないと見做す。

意匠特許出願の出願人が外国優先権を主張し、その原出願に意匠の簡単な説明が含まれていない場合、出願人が本細則第 31 条の規定に従って提出した簡単な説明が先の出願書類の画像または写真が示す範囲を超えていない場合、優先権の享有に影響しない。

第 35 条 出願人は、1 つの特許出願において、1 つ或いは複数の優先権を主張できる。複数の優先権を主張した場合、当該出願の優先権期限は、

最先の優先権日より起算する。

発明或いは実用新案特許の出願人が国内優先権を主張し、最先の出願が発明特許出願の場合、同じ主題について発明或いは実用新案特許出願をできる。最先出願が実用新案特許出願の場合、同じ主題について実用新案或いは発明特許出願を提出できる。意匠特許の出願人が国内優先権を主張し、最先の出願が発明或いは実用新案特許出願の場合、付属図面に示される意匠と同じ主題の意匠特許出願を提出できる。最先の出願が意匠特許出願の場合、同じ主題の意匠特許出願を提出できる。但し、後の出願を提出する時、最先の出願の主題に以下に掲げる事情のいずれかがある場合、国内優先権を主張する基礎とできない：

- (1)既に外国優先権或いは国内優先権を主張している場合；
- (2)既に特許権が登録されている場合；
- (3)規定に基づき出願された分割出願に属する場合。

出願人が国内優先権を主張する場合、その最先の出願は後の出願の出願日をもって取下げられたものと見做す。但し、意匠特許出願人が国内優先権の基礎を発明或いは実用新案特許出願とする場合を除く。

第 36 条 出願人は、特許法第 29 条に規定される期限を超えて、国务院特許行政部門に同一テーマについて発明或いは実用新案特許出願を提出し、正当な理由がある場合、期限満了日より 2 か月以内に優先権の回復を請求できる。

第 37 条 発明或いは実用新案特許出願人が優先権を主張した場合、優先権日より 16 か月以内、或いは出願日より 4 か月以内に、願書に優先権主張の追加或いは訂正を請求できる。

第 38 条 中国に恒常的居所或いは営業所のない出願人が特許出願或いは外国優先権を主張した

場合、国务院特許行政部門は、必要に応じて、以下に掲げる書類の提出を求めることができる：

- (1)出願人が個人の場合、国籍証明；
- (2)出願人が企業或いはその他の組織の場合、その登記している国或いは地域の証明書類；
- (3)出願人の所属国が中国の組織及び個人を内国民待遇することを承認していることを条件とし、当該国での特許権、優先権及び特許に関するその他の権利を享有することを認める証明書類。

第 39 条 特許法第 31 条第 1 項の規定に基づき、一つの全体的発明の構想に属する 2 つ以上の発明或いは実用新案を一つの特許出願として提出できるが、技術的に相互に関連し、一つ或いは複数の同一或いは対応する特定な技術的特徴を含むものでなければならず、その特定な技術的特徴とは、各発明或いは実用新案を全体として、従来技術に貢献する技術的特徴をいう。

第 40 条 特許法第 31 条 2 項の規定に基づき、同一製品の複数の類似意匠を 1 件の出願として提出する場合、当該製品のその他の意匠は簡単な説明で指定された基本意匠と類似するものでなければならない。1 件の意匠特許出願に類似意匠は、10 個を超えてはならない。

特許法第 31 条第 2 項にいう同一区分に属し、かつ一組で販売或いは使用される製品の 2 個以上の意匠とは、各製品が分類表で同一の大分類に属し、慣習上同時に販売或いは使用され、なおかつ各製品の意匠には同一の設計思想があることをいう。

2 つ以上の意匠を 1 つの出願として提出する場合、各意匠には、順に通し番号を各意匠に係る製品の各図面或いは写真の名称の前に注記しなければならない。

第 41 条 出願人は出願を取下げる場合、国务院特許行政部門に陳述を提出し、発明創造の名称、出願番号及び出願日を明記しなければならない。

特許出願を取下げ陳述の提出が国務院特許行政部門で特許出願書類を公告するために印刷準備作業後の場合、出願書類は、公告される。但し、特許出願取下の陳述は、その後出版される特許公報で公告されなければならない。

第三章 特許出願の審査と認可

第 42 条 初級審査、実体審査、復審及び無効宣告手続において、実体審査と審理の人員に以下に掲げる事情のいずれかがある場合、自ら忌避しなければならない。当事者或いはその他の利害関係人は、その忌避を求めることができる。

- (1) 当事者或いはその代理人の近親者である場合；
- (2) 特許出願或いは特許権に利害関係がある場合；
- (3) 当事者或いはその代理人とその他の関係が有り、公正な審査と審理に影響の可能性のある場合；
- (4) 復審或いは無効手続において、原出願の審査に関与していた場合。

第 43 条 国務院特許行政部門は、発明或いは実用新案特許出願の願書、明細書(実用新案は付属図面必須)及び特許請求の範囲、或いは意匠特許出願の願書、意匠図面或いは写真及び簡単な説明を受取後、出願日を明確にし、出願番号を登録するとともに、出願人に通知しなければならない。

第 44 条 特許出願書類に以下に掲げる状況のいずれかがある場合、国務院特許行政部門は、これを受理せず、かつ出願人に通知する：

- (1) 発明或いは実用新案特許出願の願書、明細書(実用新案の付属図面なし)或いはクレームが欠落、或いは意匠特許出願の願書、図面或いは写真、簡単な説明が欠落している場合；
- (2) 中国語を使用していない場合；
- (3) 出願書類の様式が規定に適合しない場合；

(4) 願書に出願人の姓名或いは名称が欠落、或いは住所が欠落している場合；

(5) 明らかに特許法第 18 条或いは第 19 条第 1 項の規定に適合しない場合；

(6) 特許出願の種別(発明、実用新案或いは意匠)が不明確或いは確定できない場合。

第 45 条 発明或いは実用新案特許出願に特許請求の範囲、明細書或いは特許請求の範囲、明細書の一部の内容が欠落或いは誤って提出されたが、出願人が提出日に優先権を主張した場合、提出日から 2 か月以内或いは国務院特許行政部門が指定した期限内に最先の出願書類を引用する方式で補完できる。補完された書類が関連規定に適合している場合、最初に提出された書類の提出日を出願日とする。

第 46 条 明細書に付属図面の説明があるが付属図面がない或いは付属図面の一部が欠落している場合、出願人は、国務院特許行政部門が指定する期限内に付属図面を補完或いは付属図面の説明を取消す陳述をしなければならない。出願人が付属図面を補完した場合、国務院特許行政部門に付属図面を提出或いは郵送した日を出願日とする。付属図面の説明を取消した場合、原出願日を維持する。

第 47 条 2 人以上の出願人が同日(出願日をいい、優先権がある場合は優先日をいう)に同様の発明創造を別々に特許出願した場合、国務院特許行政部門の通知を受取後、自ら協議し出願人を確定しなければならない。

同一の出願人が同日(出願日をいう)に同様の発明創造を実用新案特許出願及び発明特許出願した場合、出願時に同様の発明創造について別の特許出願したことを説明しなければならない。説明がない場合、特許法第 9 条第 1 項に基づき、同様な発明創造に対して 1 つの特許権のみ登録する規定に従い処理する。

国務院特許行政部門は、実用新案特許権の登録を公告する場合、出願人が既に本条第 2 項の規定に基づき同時に発明特許を出願している旨の説明を公告しなければならない。

発明特許出願が審査を経て拒絶理由が見当たらない場合、国務院特許行政部門は、出願人に指定期限内に実用新案特許権を放棄する陳述をするよう通知をしなければならない。出願人が放棄の陳述をした場合、国務院特許行政部門は、発明特許権の登録を決定し、発明特許権の登録を公告する際に併せて出願人が実用新案特許権を放棄する陳述を公告しなければならない。出願人が放棄に同意しない場合、国務院特許行政部門は、当該発明特許出願を拒絶しなければならない。出願人は期限が満了しても応答しない場合、当該発明特許出願は取下られたと見做す。

実用新案特許権は、発明特許権の登録公告日より終了する。

第 48 条 1 つの特許出願に 2 つ以上の発明、実用新案或いは意匠が含まれる場合、出願人は、本細則第 60 条第 1 項に規定する期限の満了までに、国務院特許行政部門に分割出願を提出できる。但し、特許出願が既に拒絶、取下或いは見做し取下の場合、分割出願を提出できない。

国務院特許行政部門は、一つの特許出願が特許法第 31 条と本細則第 39 条或いは第 40 条の規定を満していないと認める場合、出願人に指定期限までにその出願を補正するよう通知しなければならない。出願人が期限満了しても応答しない場合、当該出願は取下られたと見做す。

分割出願では、原出願の種別を変更できない。

第 49 条 本細則第 42 条の規定に基づき提出された分割出願は、原出願日を維持し、優先権を享有し、優先権日を維持できる。但し、原出願の記載の範囲を超えることはできない。

分割出願は、特許法及び本細則の規定に基づき関連する手続を行わなければならない。

分割出願の願書には、原出願の出願番号と出願日を明記しなければならない。

第 50 条 特許法第 34 条及び第 40 条にいう初級審査とは、特許出願が特許法第 26 条或いは第 27 条に規定する書類及びその他の必要書類を備えているか、これらの書類が規定の様式を満たしているかどうかを審査するとともに、以下に掲げる項目を審査する：

(1) 発明特許出願が明らかに特許法第 5 条、第 25 条に規定する状況に属するか否か、特許法第 17 条、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項または本細則第 11 条、第 19 条、第 29 条第 2 項の規定に適合していないか否か、明らかに特許法第 2 条第 2 項、第 26 条第 5 項、第 31 条第 1 項、第 33 条或いは本細則第 20 条から第 24 条の規定に適合しないか否か；

(2) 実用新案登録出願が明らかに特許法第 5 条、第 25 条に規定する状況に属するか否か、特許法第 17 条、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項或いは本細則第 11 条、第 19 条から第 22 条、第 24 条から第 26 条の規定に適合しないか否か、明らかに特許法第 2 条第 3 項、第 22 条、第 26 条第 3 項、第 26 条第 4 項、第 31 条第 1 項、第 33 条或いは本細則第 23 条、第 49 条第 1 項の規定に適合しないか否か、特許法第 9 条の規定により特許権を取得できないか否か；

(3) 意匠特許出願が明らかに特許法第 5 条、第 25 条第 1 項第(6)号の規定に属するか否か、特許法第 17 条、第 18 条第 1 項或いは本細則第 11 条、第 19 条、第 30 条、第 31 条の規定に適合しないか否か、明らかに特許法第 2 条第 4 項、第 23 条第 1 項、第 23 条第 2 項、第 27 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 33 条或いは本細則第 49 条第 1 項の規定に適合しないか否か、特許法第 9 条の規定に従い特許権を取得できないか否か；

(4) 出願書類が本細則第 2 条、第 3 条第 1 項の規定を満たしているか否か。

国務院特許行政部門は、審査意見を出願人に

通知し、指定期限までに意見陳述或いは補正するよう求めなければならない。出願人は期限が満了しても応答しない場合、その出願は取下られたと見做す。出願人が意見陳述或いは補正後も、国務院特許行政部門は、なお前項の各規定を満たしていないと認める場合、これを拒絶しなければならない。

第 51 条 特許出願書類を除き、出願人が国務院特許行政部門に提出する特許出願に関わるその他の書類に、以下に掲げるいずれかの事由がある場合、提出されていないと見做す：

(1) 所定の様式を使用せず或いは規定を満たしていない記載の場合；

(2) 関連規定に従い証明資料の提出をしていない場合。

国務院特許行政部門は、出願人に提出されていないと見做す審査意見を通知しなければならない。

第 52 条 出願人は、その特許出願の早期公開を請求する場合、国務院特許行政部門に陳述しなければならない。国務院特許行政部門は、当該出願について初級審査を行った後、拒絶するものを除き、直ちに公開しなければならない。

第 53 条 出願人は、意匠を使用する製品及びその属する分類を明記する場合、国務院特許行政部門が公表する意匠製品分類表を使用しなければならない。意匠を使用する製品の分類が明記されていない或いは記載された分類が適切でない場合、国務院特許行政部門は、これを補充或いは補正できる。

第 54 条 発明特許出願の公開日より特許権の公告登録日まで、何人も特許法の規定を満たしていない特許出願について、国務院特許行政部門に意見を提出するとともに、理由を説明できる。

第 55 条 発明特許の出願人は、正当な理由があり特許法第 36 条に規定する検索資料或いは審査結果資料を提出できない場合、国務院特許行政部門に陳述するとともに、関係資料を入手後に補完しなければならない。

第 56 条 国務院特許行政部門は、特許法第 35 条第 2 項の規定に基づき特許出願を自ら審査する場合、出願人に通知しなければならない。

出願人は、特許出願に対し審査延期請求を提出できる。

第 57 条 発明特許出願人は、実体審査を請求する時、及び国務院特許行政部門が発行する発明特許出願が実体審査段階に入るとの通知書の受取日より 3 か月以内に、発明特許出願に対し自発補正を提出できる。

実用新案或いは意匠特許出願人は、出願日より 2 か月以内に、実用新案或いは意匠特許出願に対し自発補正を提出できる。

出願人が国務院特許業務部門の発行した審査意見通知書を受取後に特許出願書類に対し補正する場合、通知書で指摘された不備に対し補正しなければならない。

国務院特許業務部門は、特許出願書類の文字と記号の明らかな誤りを自ら補正できる。国務院特許行政部門が職権で補正する場合、出願人に通知しなければならない。

第 58 条 発明或いは実用新案特許出願の明細書或いは特許請求の範囲の補正部分は、個々の文字の補正或いは追加削除を除き、所定の様式に基づき差替え頁を提出しなければならない。意匠特許出願の図面或いは写真の補正は、規定に基づき差替え頁を提出しなければならない。

第 59 条 特許法第 38 条の規定に基づき、発明特許出願が実体審査の後拒絶されなければならない場合は、以下に掲げる状況をいう：

(1)出願が特許法第 5 条、第 25 条に規定する状況に属する、或いは特許法第 9 条の規定に基づき特許権を取得できない場合；

(2)出願が特許法第 2 条第 2 項、第 19 条第 1 項、第 22 条、第 26 条第 3 項、第 26 条第 4 項、第 26 条第 5 項、第 31 条第 1 項或いは本細則第 11 条、第 23 条第 2 項の規定に適合しない場合；

(3)出願の補正が特許法第 33 条の規定を満たしていない、或いは分割出願が本細則第 49 条第 1 項の規定を満たしていない場合。

第 60 条 国務院特許行政部門が特許権を登録する通知を出した後、出願人は、通知の受取日より 2 か月以内に登録手続を行わなければならない。出願人が期限内に登録手続を行った場合、国務院特許行政部門は、特許権を登録し、特許証を交付するとともに、これを公告しなければならない。

期限が満了しても登録手続が行われな場合、特許を取得する権利を放棄したと見做す。

第 61 条 秘密保持特許出願が審査を経て拒絶理由が見つからない場合、国務院特許行政部門は、秘密保持特許権の登録を決定し、秘密保持特許証書を発行し、秘密保持特許に関連する事項を登記しなければならない。

第 62 条 実用新案或いは意匠特許権を登録する決定の公告後、特許法第 66 条の規定により特許権者、利害関係者或いは被訴権利侵害者は、国務院特許行政部門に特許権評価報告書の作成を請求できる。出願人は、特許権登録手続を行う時に国務院特許行政部門に特許権評価報告の作成を請求できる。

特許権評価報告書の作成を請求する場合、特許権評価報告請求書を提出し、特許出願番号或いは特許番号を明記しなければならない。各請求は 1 つの特許出願或いは特許権に限られなければならない。

特許権評価報告請求書が規定に適合しない場

合、国務院特許行政部門は、請求人に指定期限内に補正するよう通知しなければならない。請求人は、期限が満了しても補正しない場合、請求が提出されていないと見做す。

第 63 条 国務院特許行政部門は、特許権評価報告請求書を受取後 2 か月以内に特許権評価報告書を作成しなければならない。但し、出願人が特許権登録手続を行う時に特許権評価報告書の作成を請求した場合、国務院特許行政部門は、特許権登録公告日より 2 か月以内に特許権評価報告を作成しなければならない。

同一の実用新案或いは意匠特許権に対して、複数の請求人から特許権評価報告作成の請求がある場合、国務院特許行政部門は、1 つの特許権評価報告のみを作成する。いずれの単位或いは個人も当該特許権評価報告書の閲覧或いは複製ができる。

第 64 条 国務院特許行政部門は、特許公告、特許分冊中に生じた誤りを発見した場合、速やかに訂正するとともに、その訂正を公告しなければならない。

第四章 特許出願の復審と特許権の無効宣告

第 65 条 特許法第 41 条の規定に基づき国務院特許行政部門に復審を請求する場合、復審申請書を提出し、理由を説明し、必要に応じ関係証拠を添付しなければならない。

復審請求が特許法第 19 条第 1 項或いは第 41 条第 1 項の規定を満たさない場合、国務院特許行政部門は、これを受理せず、書面により請求人に通知するとともに、理由を説明する。

復審請求書が所定の様式を満たさない場合、復審請求人は、国務院特許行政部門の指定期限内に補正しなければならない。期間が満了しても補正しなかった場合、当該復審請求は、提出されなかったものと見做す。

第 66 条 請求人が復審請求を提出する或いは国務院特許行政部門の復審通知書の作成に応答するとき、特許出願書類を補正できる。但し、補正は拒絶査定或いは復審通知書が指摘する不備の解消に限られなければならない。

第 67 条 国務院特許行政部門は、復審後に、復審請求が特許法及び本細則の関連規定に適合しない或いは特許出願が特許法及び本細則に関する明確な規定に違反しているその他の状況があると認められる場合、請求人に通知し、その指定期間内に意見の陳述を求めなければならない。期間が満了しても回答しない場合、当該復審請求を取下げたと見做す。意見陳述或いは補正が行われた後、国務院特許行政部門は、なお特許法及び本細則の関連する規定に適合しないと認める場合、復審請求を却下する復審決定を下さなければならない。

国務院特許行政部門は、復審後に原拒絶査定が特許法及び本細則の関連規定に適合しないと認めた場合、或いは補正された特許出願書類が原拒絶査定及び復審通知書で指摘された欠陥が取り除かれたと認める場合、原拒絶査定を取消し、審査手を継続しなければならない。

第 68 条 復審請求人は、国務院特許行政部門が決定を下す前、その復審請求を取下げることができる。

復審請求人が国務院特許行政部門の決定する前にその復審請求を取下げた場合、その復審手続は、終了する。

第 69 条 特許法第 45 条の規定に基づき、特許権の無効或いは一部の無効の宣言を請求する場合、国務院特許行政部門に特許権無効宣言請求書及び必要な証拠の一式二部を提出しなければならない。無効宣言請求書は、提出する全ての証拠を組合せ、具体的に無効宣言を請求する理由を説明するとともに、項目ごとに根拠となる証拠を明

示しなければならない。

前項にいう無効宣言請求の理由とは、特許権が登録された発明創造が特許法第 2 条、第 19 条第 1 項、第 22 条、第 23 条、第 26 条第 3 項、第 26 条第 4 項、第 27 条第 2 項、第 33 条或いは本細則第 11 条、第 23 条第 2 項、第 49 条第 1 項の規定を満たさない、或いは特許法第 5 条、第 25 条に規定する状況に属する場合、或いは特許法第 9 条の規定に基づき特許権を取得できないことをいう。

第 70 条 特許権無効宣言請求書が特許法第 18 条第 1 項或いは本細則第 65 条の規定を満たさない場合、国務院特許行政部門は、これを受理しない。

国務院特許行政部門が無効宣言請求を決定後、また同一の理由及び証拠で無効宣言を請求する場合、国務院特許行政部門は、これを受理しない。

特許法第 23 条第 3 項の規定を満たさないことを理由に意匠権の無効宣言の請求がされながらも、権利の障害となる証拠が提出されない場合、国務院特許行政部門は、これを受理しない。

特許権無効宣言請求書が所定の様式を満たしていない場合、無効宣言請求人は、国務院特許行政部門の指定する期間内に補正しなければならない。期間が満了しても補正されなかった場合、当該無効宣言請求は提出されなかったものと見做す。

第 71 条 国務院特許行政部門が無効宣言請求を受理後、請求人は、無効宣言請求日より 1 か月以内に理由の追加或いは証拠を補充できる。期間が経過した後に理由を追加或いは証拠を補充した場合、国務院特許行政部門は、それを考慮しなくてもよい。

第 72 条 国務院特許行政部門は、特許権無効宣言請求書及び関連書類の副本を特許権者に送達

し、指定期間内に意見を陳述することを求めなければならない。

特許権者及び無効宣言請求人は指定期間内に国務院特許行政部門が発行した送達文書通知書或いは無効宣言請求審査通知書に回答しなければならない。期間が満了しても答弁されなかった場合、国務院特許行政部門の審理に影響を及ぼさない。

第 73 条 無効宣言請求の審査過程で発明或いは実用新案の特許権者は、その特許請求の範囲を補正できる。但し、原特許権の保護範囲を拡大することできない。国務院特許行政部門が補正後の請求項に基づき特許権の有効性を維持する、或いは特許権の一部の無効を宣言する決定をした場合、補正後の請求項を公告しなければならない。

発明或いは実用新案特許の特許権者は、特許明細書及び付属図面を補正できない、意匠特許の特許権者は、図面、写真及び簡単な説明を補正できない。

第 74 条 国務院特許行政部門は、当事者の請求或いは案件の事情に応じ、無効宣言請求において口頭審理を行うことを決定できる。

国務院特許行政部門が無効宣言請求について口頭審理を行うことを決定した場合、当事者に口頭審理通知書を送し、口頭審理の期日及び場所を通知しなければならない。当事者は、通知書の指定期間内に答弁しなければならない。

無効宣言請求人が国務院特許行政部門の発送した口頭審理通知書の指定期間内に回答しないととも、口頭審理に参加しない場合、その無効宣言請求は取下られたものと見做す。特許権者が口頭審理に参加しない場合、欠席審理を行うことができる。

第 75 条 無効宣言請求の審理手続において、国務院特許行政部門が指定する期間は延長できない。

第 76 条 国務院特許行政部門が無効宣言請求の決定をする前まで、無効宣言請求人は、その請求を取下げることができる。

無効宣言請求人は、国務院特許行政部門が決定をする前にその請求を取下げ、或いはその無効宣言請求を見做し取下げられたと見做す場合、無効宣言請求の審理手続は終了する。但し、国務院特許行政部門が行った審査業務に基づく特許権の無効或いは一部無効の決定ができると認める場合、審査手続は終了しない。

第五章 特許権期間補償

第 77 条 特許法第 42 条第 2 項の規定に基づき特許権期間補償を請求する場合、特許権者は、特許権の登録を公告した日から 3 か月以内に国務院特許行政部門に提出しなければならない

第 78 条 特許法第 42 条第 2 項の規定に基づき特許権期間補償を与える場合、補償期限は、特許の登録過程における不合理な遅延の実際の日数に基づき計算する。

前項にいう特許の登録手続における不合理遅延の実際の日数とは、特許出願日から 4 年を経過し、実体審査請求日から 3 年を経過した日から特許権の登録公告日までの間の日数をいい、合理的な遅延日数と出願人による不合理な遅延日数を減じる。

以下に掲げる場合は、合理的な遅延である：

(1)本細則第 66 条の規定に従い特許出願書類を補正後に特許権が登録された場合、復審手続による遅延；

(2)本細則第 103 条、第 104 条に規定する状況による遅延；

(3)その他の合理的な状況による遅延。

同一の出願人が同日、同様の発明創造に対し実用新案特許及び発明特許を出願し、本細則第 47 条第 4 項の規定に従い特許権を取得した場合、当該特許権の期間には、特許法第 42 条第 2 項の

規定を適用しない。

第 79 条 特許法第 42 条第 2 項に規定する出願人による不合理な遅延には、以下に掲げる状況が含まれる：

- (1)指定期間内に国務院特許行政部門が発行した通知に回答していない；
- (2)出願遅延審査；
- (3)本細則第 45 条の規定の状況による遅延；
- (4)その他出願人による不合理な遅延。

第 80 条 特許法第 42 条第 3 項にいう新薬関連発明特許とは、規定に適合する新薬製品特許、製法特許、医薬用途特許をいう。

第 81 条 特許法第 42 条第 3 項の規定に基づき新薬に関する特許権期間補償を請求する場合、当該新薬が中国で上場許可を獲得した日から 3 か月以内に国務院特許行政部門に提出しなければならない：

- (1)当該新薬に同時に複数の特許が存在する場合、特許権者はその内 1 つの特許に対してのみ特許権期間補償を請求することができる；
- (2)1 つの特許が同時に複数の新薬に関連する場合、1 つの新薬に対してのみ当該特許に特許権期間補償請求を提出することができる；
- (3)当該特許は有効期間内であり、かつ新薬に関する特許権期間補償を受けていない。

第 82 条 特許法第 42 条第 3 項の規定に従い特許権期間補償を与える場合、補償期間は、当該特許出願日より当該新薬が中国で上場許可を獲得した日までの日数から 5 年を減じ、特許法第 42 条第 3 項の規定に適合する条件で確定する。

第 83 条 新薬関連発明特許の特許権期間補償期間中、当該特許の保護範囲は、当該新薬及びその承認された適応症関連技術案に限定される。保護の範囲内で、特許権者が享受する権利と負担する義務は、特許権期間補償前と同じである。

第 84 条 国務院特許行政部門は特許法第 42 条第 2 項、第 3 項の規定に基づき提出された特許権期間補償請求を審査後、補償条件に適合すると判断した場合、期間補償を与える決定を下すとともに、これを登録と公告する。補償条件に適合しない場合、期間補償しない決定を下すとともに、請求を提出した特許権者に通知する。

第六章 特許実施の特別許諾

第 85 条 特許権者が自らの意思でその特許に対し開放許諾を実施すると宣言した場合、特許権の登録が公告された後に提出しなければならない。

開放許諾陳述には、以下に掲げる事項を明記しなければならない：

- (1)特許番号；
- (2)特許権者の姓名或いは名称；
- (3)特許許諾使用料の支払方式、基準；
- (4)特許許諾期限；
- (5)その他明確にすることが必要な事項。

開放許諾陳述の内容は正確、明確でなければならない。明らかなビジネスの宣伝用語があってはならない。

第 86 条 特許権に以下に掲げるいずれかの状況がある場合、特許権者はその開放許諾を実施してはならない：

- (1)特許権が独占或いは排他的許諾の有効期間内である場合；
- (2)本細則第 103 条、第 104 条に規定される中止の状況に属する場合；
- (3)規定に従い年金を納めていない場合；
- (4)特許権が質権設定され、質権者の許可が得られていない場合；
- (5)その他の特許権の有効な実施を妨げている場合。

第 87 条 開放許諾により特許実施許諾が達成された場合、特許権者或いは被許諾者は、許諾達

成を証明できる書面により国務院特許行政部門に登録しなければならない。

第 88 条 特許権者は、虚偽の資料の提供、事実隠蔽などの手段により、開放許諾陳述を作成或いは開放許諾実施期間中に特許年金の減免を受けてはならない。

第 89 条 特許法第 53 条第(1)項にいう特許実施が不十分であるとは、特許権者及び被許諾者によるその特許実施方法或いは規模が国内における特許製品或いは特許方法の要件を満たしていないことをいう。

特許法第 55 条にいう特許権が登録された薬品とは、公共の健康問題を解決するために必要な医薬分野でのすべての特許製品或いは特許方法に基づき直接獲得される製品をいい、特許権が登録されたもので、当該製品を製造するために必要な活性成分及び当該製品の使用に必要な診断用品が含まれる。

第 90 条 強制実施許諾を請求する場合、国務院特許行政部門に強制実施許諾請求書を提出し、理由を説明するとともに、関係証明書類を添付しなければならない。

国務院特許行政部門は、強制実施許諾請求書の副本を特許権者に送達しなければならない。特許権者は、国務院特許行政部門の指定する期間内に意見を陳述しなければならない。期限が満了しても応答しない場合、国務院特許行政部門の強制実施許諾の決定に影響を及ぼさない。

国務院特許行政部門は、強制実施許諾請求に拒絶決定或いは強制実施許諾の登録決定前に、請求人及び特許権者に登録決定及びその理由を通知しなければならない。

国務院特許行政部門は、特許法第 55 条の規定に基づき強制実施許諾の決定をする場合、同時に中国が締結或いは加盟する関係国際条約の公共の健康問題を解決するための強制実施許諾登録規定を満たしていなければならない。但し、

中国が保留しているものを除く。

第 91 条 特許法第 62 条の規定に基づき、国務院特許行政部門に使用料の裁定を請求する場合、当事者は、裁定請求書を提出するとともに、双方が合意に至らなかった証明書類を添付しなければならない。国務院特許行政部門は、請求書の受取日より 3 か月以内に裁定するとともに、当事者に通知しなければならない。

第七章 職務発明創造の発明者或いは創作者に対する奨励と報酬

第 92 条 特許権を登録された単位は、発明者或いは創作者と約定、或いは法的に基づき制定された規則制度で特許法第 15 条に規定される奨励、報酬の方式と金額を規定することができる。特許権を登録された単位は、産業財産権のインセンティブを導入し、株式、オプション、配当などの方式を採用し、発明者或いは創作者にイノベーション収益を合理的に共有させる。

企業、事業単位は、発明者或いは創作者に支払う奨励、報酬を国の財務、会計制度の規定に基づき処理する。

第 93 条 特許権を登録された単位が発明者或いは創作者との約定或いは法に基づき締結した契約に特許法第 15 条に規定する奨励方法と金額の規定がない場合、特許権の登録公告日より 3 か月以内に、発明者或いは創作者に報奨金を支払わなければならない。1 件の発明特許報奨金は、4,000 元を下回らず、1 件の実用新案特許或いは意匠特許の報奨金は 1,500 元を下回ってはならない。

発明者或いは創作者の提案がその所属単位に採用されて完成した発明創造について、特許権を登録された単位はできるだけ良い報奨金を支払わなければならない。

第 94 条 特許権を登録された単位が、発明者或

いは創作者との約定或いは合法的に締結した契約に、特許法第 15 条に規定する奨励方法と金額の規定がない場合、「中華人民共和国科学技術成果転化促進法」の規定に基づき、発明者或いは創作者に合理的な報酬を与えなければならない。

第八章 特許権の保護

第 95 条 省、自治区、直轄市の人民政府の特許業務管理部門及び特許管理の業務量が多く、実際の処理能力がある地の市クラス、自治州、盟、地区と直轄市の区クラスの人民政府の特許業務管理部門は、特許紛争の処理と調停することができる。

第 96 条 以下に掲げるいずれかの状況がある場合、特許法第 70 条でいう全国に重大な影響を及ぼす特許権侵害紛争に属する：

- (1) 重大な公共の利益に関わる場合；
- (2) 業界の発展に重大な影響がある場合；
- (3) 省、自治区、直轄市区域を跨ぐ重大な事件；
- (4) 国務院特許行政部門が重大な影響を及ぼす可能性があるとして認定するその他の状況。

特許権者或いは利害関係者が国務院特許行政部門に特許権侵害紛争の処理を請求し、関連事件が全国に重大な影響を及ぼす特許権侵害紛争に属さない場合、国務院特許行政部門は、管轄権のある地方人民政府の特許業務管理部門を指定し処理することができる。

第 97 条 当事者が特許権侵害紛争の処理或いは調停を請求する場合、被請求人の所在地或いは権利侵害行為地の特許業務管理部門が管轄する。

2 か所以上の特許業務管理部門が何れも管轄権を有する特許紛争の場合、当事者はその一つの特許業務管理部門に請求できる。当事者が管轄権を有する 2 つ以上の特許業務管理部門に請求した場合、最初に受理した特許業務管理部門が管轄する。

特許業務管理部門が管轄権について紛争が生じた場合、その共通の上級人民政府の特許業務管理部門がその管轄を指定する。共通する上級人民政府の特許業務管理部門がない場合、国務院特許行政部門が管轄を指定する。

第 98 条 特許権侵害紛争の処理において、被請求人が無効宣言請求を提出するとともに国務院特許行政部門に受理された場合、特許業務管理部門は、手続中止を請求できる。

特許事務管理部門は、被請求人が提出した中止の理由が明らかに成立しないと認める場合、手続を中止しないことができる。

第 99 条 特許権者は、特許法第 16 条の規定に基づき、その特許製品或いは当該製品の包装に特許表示を表記する場合、国務院特許行政部門の規定する方法に基づき表記しなければならない。

特許表示が前項の規定を満たしていない場合、県クラス以上の特許法執行責任部門は、是正を命じる。

第 100 条 出願人或いは特許権者が本細則第 11 条、第 88 条の規定に違反した場合、県クラス以上の特許法執行責任部門は、これを警告し、10 万元以下の罰金を科すことができる。

第 101 条 以下に掲げる行為は、特許法第 68 条に規定される特許虚偽表示行為に属する：

(1) 特許権が登録されなかった製品或いはその包装に特許標識を表示する行為、特許権が無効宣言された後或いは終了後も引き続き製品或いはその包装に特許標識を表記する行為、或いは許諾なく製品或いは製品の包装に他人の特許番号を表記する行為；

(2) 本条第(1)項に記述の製品を販売する行為；

(3) 製品説明書などの資料中に特許権が登録されていない技術或いは意匠を特許技術或いは特許意匠と称する行為、特許出願を特許と称する

行為、或いは未許諾の他人の特許番号を使用し、関連する技術或いは意匠を特許された技術或いは特許とされた意匠と公衆を誤認させる行為；

(4)特許証書、特許書類或いは特許出願書類を偽造或いは変造する行為；

(5)その他公衆を混同させ、まだ特許権が登録されていない技術或いは意匠を特許技術或いは特許意匠と誤認させる行為。

特許権終了前に法に基づき特許製品、特許方法に基づき直接得られた製品或いはその包装に特許標識を表示し、特許権の終了後に当該製品の販売、販売を許諾した場合、特許虚偽表示行為に該当しない。

特許虚偽表示の製品であることを知らずに販売するとともにその製品の合法的な出所を証明できる場合、県クラス以上の特許法執行責任部門は、販売差止めを命じる。

第 102 条 特許法第 65 条に規定する場合を除き、特許業務管理部門は、当事者の請求に応じ、以下に掲げる特許紛争の調停を行うことができる：

(1)特許出願権と特許権帰属紛争；

(2)発明者、創作者の資格紛争

(3)職務発明創造の発明者、創作者の奨励及び報酬紛争；

(4)発明特許出願公開後、特許権登録前の発明の使用に適切な料金の未払紛争；

(5)その他の特許紛争。

前項第(4)号に掲げる紛争について、当事者が特許業務管理部門に調停を請求する場合、特許権登録後に提出しなければならない。

第 103 条 当事者に特許出願権或いは特許権の帰属の紛争が発生し、すでに特許業務管理部門に調停を請求するか或いは人民法院に提訴している場合、国務院特許行政部門に関連手続の中止を請求できる。

前項の規定に基づき、関連手続の中止を請求する場合、国務院特許行政部門に請求書を提出

し、理由を説明するとともに、特許業務管理部門或いは人民法院に特許出願番号或いは特許番号が明記された関連書類の副本を添付しなければならない。国務院特許行政部門は、当事者が提出した中止理由は明らかに成立しないと認定する場合、関連の手続を中止しないことができる。

特許業務管理部門が下した調停書或いは人民法院が言渡した判決が発効した場合、当事者は、国務院特許行政部門に関連手続の再開の手続をしなければならない。中止の請求日より 1 年以内に関連する特許出願権或いは特許権の帰属の紛争が終結せず、関連手続を係属する必要がある場合、請求人は、当該期間内に中止の延長を請求しなければならない。期間が満了しても延長の請求がされていない場合、国務院特許行政部門は、自ら関連手続を再開する。

第 104 条 人民法院が民事案件の審理中に特許出願権或いは特許権について保全措置の実施を裁定する場合、国務院特許行政部門は、特許出願番号或いは特許番号が明記された裁定書と執行協力通知書の受取日より、保全される特許出願権或いは特許権の関連手続を中止しなければならない。保全期間満了後、人民法院が保全措置の継続を裁定していない場合、国務院特許行政部門は、自ら関連手続を再開する。

第 105 条 国務院特許行政部門が本細則第 103 条及び第 104 条の規定に基づき関連手続を中止する場合とは、特許出願の初級審査、実体審査、復審手続、特許権登録手続及び特許権の無効宣言手続を一時的に停止すること、特許権の放棄、変更、譲渡或いは特許出願権の手続、特許権の質権設定手続及び特許権の期間満了前の終了手続などを一時的に停止することをいう。

第九章 特許登録と特許公報

第 106 条 国務院特許行政部門は、特許登記簿を設置し、以下に掲げる特許出願と特許権関係事

項を登記する:

- (1)特許権の登録;
- (2)特許出願権、特許権の移転;
- (3)特許権の質権設定、保全及びその解除;
- (4)特許実施許諾契約の届出;
- (5)国防特許、秘密保持特許の解除;
- (6)特許権の無効宣言;
- (7)特許権の終了;
- (8)特許権の回復;
- (9)特許権期間の補償;
- (10)特許実施の開放許諾;
- (11)特許実施の強制許諾;
- (12)特許権者の姓名或いは名称、国籍及び住所の変更。

第 107 条 国務院特許行政部門は、定期的に特許公報を出版し、以下に掲げる内容を公示或いは公告する:

- (1)発明特許出願の書誌的事項及び明細書要約;
- (2)発明特許出願の実体審査請求と国務院特許行政部門の発明特許出願の実体審査開始決定;
- (3)発明特許出願公開後の却下、取下、見做取下、見做放棄、回復及び移転;
- (4)特許権登録及び特許権の書誌的事項;
- (5)発明或いは実用新案特許の明細書の要約、意匠特許の図面或いは写真 1 枚;
- (6)国防特許権、秘密保持特許の解除;
- (7)特許権の無効宣言;
- (8)特許権の終了、回復;
- (9)特許権期間の補償;
- (10)特許権の移転;
- (11)特許権実施許諾契約の届出;
- (12)特許権の質権設定、保全及びその解除;
- (13)特許実施開放許諾の事項;
- (14)特許実施の強制許諾の登録;
- (15)特許権者の姓名或いは名称、国籍と住所の変更;

- (16)書類の公告送達;
- (17)国務院特許行政部門が行う更正;
- (18)その他関係事項。

第 108 条 国務院特許行政部門は、特許公報、発明特許出願分冊、及び発明特許、実用新案特許、意匠特許分冊を公衆に無料で調査閲覧できるように提供しなければならない。

第 109 条 国務院特許行政部門は、責任を持って、相互互惠の原則に基づき他の国、地域の特許機関或いは地域の特許組織と特許文献を交換する。

第十章 料金

第 110 条 国務院特許行政部門に特許出願及びその他の手続を行う場合、以下に掲げる料金を納付しなければならない:

- (1)出願料、出願追加料、公開印刷料、優先権主張料;
- (2)発明特許出願実体審査料、復審料;
- (3)年金;
- (4)権利回復請求料、期限延期請求料;
- (5)書誌的事項変更料、特許権評価報告請求料、無効宣言請求料、特許文書副本の証明料。

前項に掲げた各種料金の納付基準は、国務院価格管理部門、財政部門は国務院特許行政部門と共同で規定する。

前項に掲げる各種料金の納付基準は、国務院発展改革部門、財政部門が国務院特許行政部門と共同で職責分担の規定に従う。国務院財政部門、発展改革部門は、国務院特許行政部門と共同で、実際の状況に基づき特許出願とその他の手続を行うために納付すべき料金の種類と基準を調整できる。

第 111 条 特許法及び本細則に規定する各種料金は、国務院特許行政部門の規定に従い納付しなければならない。

直接国務院特許行政部門に料金を納付する場合、納付当日を納付日とする。郵便振替方法で料

金を納付する場合、郵便局の送金消印日を納付日とする。銀行振替方法で料金を納付する場合、銀行の実際の送金日を納付日とする。

料金を多く、二重に、また誤って納付した場合、当事者は、納付日より3年以内に還付請求できる、国務院特許行政部門は、これを還付しなければならない。

第 112 条 出願人は、出願日より2か月以内、或いは受理通知書の受取日より15日以内に出願料、公開印刷料及び必要な出願付加料を納付しなければならない。期限が満了しても未納付或いは納付不足の場合、その出願は取下と見做す。

出願人が優先権を主張する場合、出願料の納付と同時に優先権主張料を納付しなければならない。期限が満了しても未納付或いは納付不足の場合、優先権を主張していないと見做す。

第 113 条 当事者が実体審査或いは復審を請求する場合、特許法或いは本細則に規定する期限までに料金を納付しなければならない。期限が満了しても未納付或いは納付不足の場合、請求を提出していないと見做す。

第 114 条 出願人が登録手続を行う場合、特許権登録年次の年金を納付しなければならない。期限が満了しても未納付或いは納付不足の場合、登録手続を未処理と見做す。

第 115 条 特許権登録年次以降の年金は、前年度の満了前に納付しなければならない。特許権者が未納付或いは納付不足の場合、国務院特許行政部門は、特許権者に対し、年金納付期限日より6か月以内の納付、同時に延滞料を納付するよう通知しなければならない。延滞料の金額は、所定の納付期限を超過した1か月毎に、その年次の年金総額の5%を加えて計算する。期限が満了しても納付されない場合、特許権は、年金納付期限が満了した日より終了する。

第 116 条 権利回復請求料は、本細則で規定する関連期限までに納付しなければならない。期限が満了しても未納付或いは納付不足の場合、請求を提出していないと見做す。

延期請求料は、対応する期限の満了日前に納付しなければならない。期限が満了しても未納付或いは納付不足の場合、請求を提出していないと見做す。

書誌的事項変更料、特許評価報告請求料、無効宣告請求料は、請求の提出日より1か月以内に納付しなければならない。期限が満了しても未納付或いは納付不足の場合、請求を提出していないと見做す。

第 117 条 出願人或いは特許権者が本細則に規定する各種料金の納付が困難な場合、規定に基づき国務院專利行政管理部門に納付の減額を請求できる。減額方法は、国務院財政部門が国務院價格管理部門、国務院特許行政部門と共同で規定する。

第十一章 発明、実用新案の国際出願に関する特別規定

第 118 条 国務院特許行政部門は特許法第 19 条の規定に基づき、特許協力条約により提出された国際特許出願を受理する。

特許協力条約に従い提出されるとともに、中国を指定した国際特許出願(以下、国際出願という)が国務院特許行政部門の処理段階に入る(以下、中国国内段階という)条件及び手続には、本章の規定を適用する。本章に規定がない場合、特許法及び本細則のその他の各章の関係規定を適用する。

第 119 条 特許協力条約に基づき既に国際出願日が確定するとともに、中国を指定した国際出願は、国務院特許行政部門に提出された特許出願と見做し、当該国際出願日は、特許法第 28 条に

いう出願日と見做す。

第 120 条 国際出願の出願人は、特許協力条約第 2 条にいう優先権日(本章では優先権日という)より 30 か月以内に、国務院特許行政部門にて国際出願が中国国内段階に移行する手続を行わなければならない。出願人が当該期間中に手続を行わなかった場合、延長料を支払うことを条件に、優先権日より 32 か月以内に中国国内段階に移行する手続を行うことができる。

第 121 条 出願人が本細則第 103 条の規定に基づき中国国内段階に移行する手続を行う場合、以下に掲げる要件に適合しなければならない：

(1)中国語で中国国内段階に移行する陳述書面を提出し、国際出願番号及び取得を求める特許権種別を明記する；

(2)本細則第 93 条第 1 項で規定する出願料、公開印刷料を納付し、必要に応じ本細則第 103 条に規定する延長料を納付する；

(3)国際出願が外国語で提出された場合、原国際出願の明細書とクレームの中国語訳文を提出する；

(4)中国国内段階へ移行する陳述書面に発明創造の名称、出願人の姓名或いは名称、住所及び発明者の姓名を明記するが、上記の内容は世界的所有権機構国際事務局(以下、「国際事務局」という)の記録と一致しなければならない。国際出願に発明者が明記されていない場合、上記陳述に発明者の姓名を明記する；

(5)国際出願が外国語で提出され場合、要約の中国語訳文を提出し、付属図と要約図がある場合、付属図の副本(削除)と要約図面のかつ選択要約付属図の副本を提出し、図に文字がある場合、対応する中国語文字に置換える；

(6)国際段階で国際事務局に出願人の変更手続を行う場合、必要に応じ変更後の出願人が享有する出願権の証明資料を提供する；

(7)必要に応じ、本細則第 93 条第 1 項に規定

する出願追加料を納付する。

本条第 1 項第(1)号から第(3)号の要件に適合する場合、国務院特許行政部門は、出願番号を登録し、国際出願の中国国内移行段階の日付(以下、「移行日」という)を明確にするとともに、出願人にその国際出願が中国国内段階へ移行を完了したことを通知しなければならない。

国際出願が中国国内段階へ移行し、本条第 1 項第(4)号から(7)号に規定する要件に適合していない場合、国務院特許行政部門は、出願人に指定期間内に補正するよう通知しなければならない。期間が満了しても補正されない場合、その出願は取下げたと見做す。

第 122 条 国際出願で以下に掲げる事項のいずれかに該当する場合、その国際出願の中国における効力は終了する。

(1)国際段階において、国際出願が取下 或いは見做し取下、或いは国際出願から中国の指定が取下げられた場合；

(2)出願人が優先日より 32 か月以内に本細則第 120 条の規定に基づき中国国内段階へ移行手続を行っていない場合；

(3)出願人が中国国内段階の移行手続を行ったが、優先日より 32 か月の期間満了後も本細則第 120 条第 1 項から第 3 項に規定する条件を満たしていない場合。

前項第(1)号の規定に基づき、国際出願の中国での効力が終了した場合、本細則第 6 条は、適用されない。前項第(2)号、第(3)号の規定に基づき、国際出願の中国での効力が終了した場合、本細則第 6 条第 2 項の規定は、適用されない。

第 123 条 国際出願が国際段階で補正され、出願人が補正した出願書類に基づき審査請求を行なう場合、移行日より 2 か月以内に補正した部分の中国語訳文を提出しなければならない。当該期間内に中国語訳文が提出されない場合、出願人が国際段階で提出した補正について、国務院特許

行政部門は、これを考慮しない。

第 124 条 国際出願にかかる発明創造が、特許法第 24 条第(2)号或いは第(3)号に掲げる事由のいずれかに該当し、国際出願時に陳述した場合、出願人は、中国国内段階の移行書面の陳述で説明するとともに、移行日より2か月以内に、本細則第 30 条第 3 項に規定する関連証明書類を提出しなければならない。説明がない或いは期間が満了しても証明書類が提出されない場合、その出願に特許法第 24 条の規定は、適用されない。

第 125 条 出願人が特許協力条約の規定に基づき生物材料サンプルの寄託を説明する場合、本細則第 27 条第(3)項の要件を満たしていると見做す。出願人は、中国国内段階の移行陳述に生物材料サンプルの寄託事項を記載した書類及び当該書類での具体的な記載場所を明記しなければならない。

出願人が出願時の原国際出願の明細書中に生物材料サンプルの寄託事項を記載しているが、中国国内段階の移行陳述に明記していない場合、中国国内段階の移行日より4か月以内に補正しなければならない。期間が満了しても補正されない場合、当該生物材料は寄託されていないと見做す。

出願人が中国国内段階の移行日より4か月以内に、国務院特許行政部門に生物材料サンプルの寄託証明書及び生存証明書を提出した場合、本細則第 27 条第(1)項に規定する期間内に提出していると見做す。

第 126 条 国際出願にかかる発明創造が遺伝資源に依存して完成したものである場合、出願人は国際出願の中国国内段階の移行の陳述書面で説明するとともに、国務院特許行政部門が規定する書式に記入しなければならない。

第 127 条 出願人が国際段階ですでに一つ或いは複数の優先権を主張し、中国国内段階の移行

時に当該優先権主張が継続して有効である場合、特許法第 30 条の規定に基づき書面で陳述したと見做す。

出願人は、移行日より2か月以内に優先権主張料を納付しなければならない。期間が満了しても納付されないか、或いは不足している場合、当該優先権を主張していないと見做す。

出願人が国際段階ですでに特許協力条約の規定に基づき原出願書類の副本を提出している場合、中国国内段階の移行時に国務院特許行政部門に原出願書類の副本を提出する必要はない。出願人が国際段階で原出願書類の副本を提出していない場合、国務院特許行政部門は、必要に応じ、出願人に指定期間内に補充するよう通知できる。出願人が期間満了までに補充していない場合、その優先権は主張していないと見做す。

第 128 条 国際出願の出願日が優先権期間満了後2か月以内に国際段階の受付局が優先権の回復を承認した場合、本細則第 36 条の規定に従い優先権の回復請求を提出したと見做す。国際段階で出願人が優先権の回復を請求していない、或いは優先権の回復を請求したが受理局が承認していない場合、出願人に正当な理由があれば、移行日から2か月以内に国務院特許行政部門に優先権の回復を請求することができる。

第 129 条 優先日より30か月の期間が満了するまでに国務院特許行政部門に国際出願の処理及び審査の繰上げを請求する場合、出願人は、中国国内段階の移行手続を行う以外に、特許協力条約第 23 条第 2 項の規定に基づく請求を提出しなければならない。国際事務局が国務院特許行政部門に国際出願を転送していない場合、出願人は確認済みの国際出願の副本を提出しなければならない。

第 130 条 実用新案特許権を求める国際出願の場合、出願人は、移行日より2か月以内に特許出

願書類を自発的に補正できる。

発明特許権を求める国際出願の場合、本細則第 57 条第 1 項の規定を適用する。

第 131 条 出願人は、提出した明細書、特許請求の範囲、付属図面の文字の中国語訳文に誤りがあることを発見した場合、以下に掲げる期限内に原国際出願書類に基づき補正を提出できる：

(1) 国務院特許行政部門が発明特許出願の公開または実用新案権の公告の準備作業を完了する前；

(2) 国務院特許行政部門が発行する発明特許出願が実体審査段階に入るとの通知書の受取日より 3 か月以内。

出願人が訳文の誤りを訂正する場合、書面による申請を提出するとともに、所定の訳文訂正料を納付しなければならない。

出願人が国務院特許行政部門の通知書の要求に基づき訳文を訂正する場合、指定期間内に本条第 2 項の手続を行わなければならない。期間が満了しても所定の手続を行われない場合、当該申請は取下げたと見做す。

第 132 条 発明特許権の取得を求める国際出願について、国務院特許行政部門が初級審査を経て特許法及び本細則の関係規定に適合していると認める場合、特許公報でこれを公開しなければならない。国際出願が中国語以外の言語で出願された場合、出願書類の中国語訳文を公開しなければならない。

発明特許権の取得を求める国際出願について、国際事務局が中国語で公開した場合、国際公開日または国務院特許行政部門の公開の日より特許法第 13 条の規定を適用する。国際事務局が中国語以外の言語で国際公開した場合、国務院特許行政部門が公開した日より特許法第 13 条の規定を適用する。

国際出願について、特許法第 21 条及び第 22 条にいう公開は本条第 1 項に規定する公開をいう。

第 133 条 国際出願が 2 つ以上の発明または実用新案を含んでいる場合、出願人は、移行日より、本細則第 42 条第 1 項の規定に基づき分割出願できる。

国際段階において、国際調査機関または国際予備審査機関が国際出願は特許協力条約に規定する単一性の要件を満たしていないと認定する場合、出願人が規定の付加料を納付しないために、国際出願の一部が国際調査または国際予備審査を受けずに中国国内段階へ移行し、出願人がその部分を審査の基礎とするよう求める場合、国務院特許行政部門は、国際調査機関または国際予備審査機関が発明の単一性に対する判断が正しいと認める時、指定期間内に単一性回復料を納付するよう出願人に通知しなければならない。期限が満了しても納付されない、或いは納付金額が不足している場合、国際出願で調査または国際予備審査を受けていない部分は、取下げたと見做す。

第 134 条 国際出願が国際段階において、関連国際機構から国際出願日の登録を拒絶される、或いは取下げたと見做す宣告がなされた場合、出願人は、通知の受取日より 2 か月以内に、国際事務局に国際出願包袋中のすべての書類の副本を国務院特許行政部門へ転送することを請求するとともに、当該期間内に国務院特許行政部門に本細則第 120 条に規定する手続を行うことができる。国務院特許行政部門は国際事務局から転送された書類を受取した後、国際機構による決定の正否を再審査しなければならない。

第 135 条 国際出願に基づき登録された特許権について、訳文に誤りがあるため、特許法第 64 条の規定で確定された保護範囲が国際出願の原文に記載される範囲を超える場合、原文により制限される保護範囲とする。保護範囲が国際出願の原文に記載される範囲より狭くなる場合、特許権が

登録された時の保護範囲とする。

第十二章 意匠国際出願に関する特別規定

第 136 条 国務院特許行政部門は、特許法第 19 条第 2 項、第 3 項の規定に基づき、工業品意匠国際登録ハーグ協定(1999 年版)(以下、ハーグ協定と略称する)により提出された意匠国際登録出願を処理する。

国務院特許行政部門はハーグ協定に基づき提出されるとともに中国指定の意匠国際登録出願(意匠国際出願と略称する)の条件と手続を処理に本章の規定を適用する。本章に規定がない場合、特許法及び本細則の他の各章の関連規定を適用する。

第 137 条 ハーグ協定に基づき国際登録日が確定するとともに中国を指定した意匠国際出願は、国務院特許行政部門に提出された意匠特許出願と見做し、当該国際登録日は、特許法第 28 条にいう出願日と見做す。

第 138 条 国際局が意匠国際出願を公開した後、国務院特許行政部門は、意匠国際出願を審査するとともに、審査結果を国際局に通知する。

第 139 条 国際局が公開した意匠国際出願に1つ或いは複数の優先権が含まれている場合、特許法第 30 条の規定に基づき陳述書面を提出したものとみなす。

意匠国際出願の出願人が優先権を主張する場合、意匠国際出願の公開日から 3 か月以内に最先の出願書類の副本を提出しなければならない。

第 140 条 意匠国際出願に係る意匠に特許法第 24 条第(2)項或いは第(3)項に掲げるものがある場合、意匠国際出願を提出する際に陳述するとともに、意匠国際出願の公開日から 2 か月以内に本細則第 33 条第 3 項に規定する関連証明書類を提出しなければならない。

第 141 条 意匠国際出願 1 件に 2 つ以上の意匠が含まれる場合、出願人は意匠国際出願の公開日から 2 か月以内に国務院特許行政部門に分割出願を提出するとともに、料金を納付することができる。

第 142 条 国際局が公開した意匠国際出願に設計要点を含む説明書が含まれている場合、本細則第 31 条の規定に従い簡単な説明書を提出したと見做す。

第 143 条 意匠国際出願が国務院特許行政部門の審査を経て拒絶理由が発見されなかった場合、国務院特許行政部門は、保護を与える決定を下し、国際局に通知する。

国務院特許行政部門は保護を与える決定を下した後、これを公告するが、当該の意匠特許権は公告の日から発効する。

第 144 条 国際局で権利変更手続を行った場合、出願人は、国務院特許行政部門に関連証明資料を提供しなければならない。

第十三章 附 則

第 145 条 国務院特許行政部門の同意の上、何人も公開或いは公告された特許出願の包袋及び特許登記簿を閲覧或いは複製できるとともに、国務院特許行政部門に特許登記簿の副本の発行を請求できる。

見做し取下、拒絶及び取下られた特許出願の包袋は、当該特許出願の失効日より満 2 年間後まで保存する。

放棄、全部無効宣告、或いは満了した特許権の包袋は、当該特許権の失効日より満 3 年間後まで保存する。

第 146 条 国務院特許行政部門に出願書類を提出或いは各種手続を行なう場合、出願人、特許権

者、その他利害関係者或いはその代表者は署名或いは捺印しなければならない。専利代理機構に委任している場合、専利代理機構は捺印する。

発明者の姓名、特許出願人及び特許権者の姓名或いは名称、国籍及び住所、専利代理機構の名称、住所及び代理士の姓名を変更する場合、国務院特許行政部門に記録事項の変更を行うとともに、必要に応じ変更理由の証明資料を提出しなければならない。

第 147 条 国務院特許行政部門に出願或いは特許権の書類を郵送する場合、書留郵便を使用しなければならない。小包を使用してはならない。

初めて出願書類を提出する場合を除き、国務院特許行政部門に各種書類を提出する時及び各

種手続を行う時、出願番号或いは特許番号、発明創造の名称及び出願人或いは特許権者の姓名或いは名称を明記しなければならない。

一通の書状には、同一出願の書類のみ入れなければならない。

第 148 条 国務院特許行政部門は、特許法及び本細則に基づき特許審査指南を制定する。

第 149 条 本細則は、2001 年 7 月 1 日より施行する。1992 年 12 月 12 日に国務院が修正を批准し、1992 年 12 月 21 日に中国特許局が発布した「中華人民共和国特許法実施細則」は同時に廃止する。



注:上記の翻訳は参考用の仮訳であり、当方が責任を負うものではありません。忠実に訳していますが、多少の意識がありますので、原文で正しい規定をご確認ください。

参照サイト: https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_98_189197.html